

通所リハビリテーション  
(介護予防通所リハビリテーション)  
利用約款

令和6年6月改訂版

医療法人 向陽会  
介護老人保健施設うきは

## 介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款

### （約款の目的）

第1条 介護老人保健施設うきは（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従つて、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者又は利用者の判断能力に障害がみられる場合において、利用者に代わつて契約、支払い、その他の重要事項を行う者（以下「代理人」という。）、及び利用者の身元の保証、扶養をする者（以下「身元保証人」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### （適用期間）

第2条 本約款は、利用者又は代理人が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書及び契約書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、身元保証人に変更があつた場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款及び別紙1、別紙2の改定が行われぬ限り、初回利用時の契約書及び同意書の提出をもって、繰り返し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。

### （身元保証人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元保証人を立てます。但し、利用者が身元保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元保証人は、利用者が本約款上、当施設に対して負担する一切の債務を極度額十萬円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元保証人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます

4 身元保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元保証人に対し、相当期間内にその身元保証人に代わる新たな身元保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元保証人の請求があつたときは、当施設は身元保証人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無、並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者又は代理人及び身元保証人は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者又は代理人及び身元保証人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者又は代理人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者又は代理人及び身元保証人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者又は代理人及び身元保証人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者（代理人）又は身元保証人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合
- ⑦ 最後の利用日より起算して、6か月以上サービスの利用がない場合
- ⑧ 利用者又は利用者の家族等からの職員に対する心身的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずる恐れがある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスの提供をすることが著しく困難になったとき

(利用料金)

第6条 利用者又は代理人及び身元保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙1の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者又は代理人及び身元保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者又は代理人及び身元保証人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。（※日々支払う方法でも可）
- 3 当施設は、利用者（代理人）又は身元保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者（代理人）又は身元保証人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元保証人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者（代理人）又は身元保証人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙2のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者（代理人）及び身元保証人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者（代理人）又は身元保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者（代理人）及び身元保証人は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当職員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、施設長宛の文書で所定の場所（事務所前）に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者又は代理人及び身元保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者（代理人）又は身元保証人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

付則

- ・平成 23 年 4 月 1 日 別紙 1 改定（事業所内相談窓口変更）
- ・平成 23 年 11 月 1 日 別紙 1 及び別紙 2 改訂
- ・平成 24 年 4 月 1 日 全面改訂
- ・平成 26 年 2 月 1 日 別紙 1 改訂（時間短縮時の利用料金追加）
- ・平成 26 年 4 月 1 日 別紙 1 改訂（利用料金の改訂）
- ・平成 26 年 6 月 1 日 別紙 1 改訂（職員体制の変更）
- ・平成 27 年 4 月 1 日 別紙 1 改訂（利用料金及び職員体制）及び別紙 2 見直し
- ・平成 27 年 8 月 1 日 別紙 1 改訂（負担割合 2 割の追加）
- ・平成 28 年 3 月 1 日 別紙 1 改訂（時間短縮時の利用料金追加）
- ・平成 28 年 4 月 1 日 別紙 1 改訂（職員体制の変更）
- ・平成 29 年 4 月 1 日 別紙 1 改訂（介護職員処遇改善加算区分変更）
- ・平成 29 年 11 月 1 日 第 6 条 1 項改訂（記録の保存期間を 5 年に統一する）
- ・平成 30 年 4 月 1 日 別紙 1 改訂（利用料金及び職員体制）及び別紙 2 見直し
- ・平成 30 年 8 月 1 日 別紙 1 改訂（利用料金に 3 割負担を追加）
- ・平成 31 年 4 月 1 日 別紙 1 改訂（職員体制の変更）
- ・令和 1 年 5 月 1 日 改元により全面改訂
- ・令和 1 年 10 月 1 日 別紙 1 改訂（利用料金の改訂）
- ・令和 2 年 4 月 1 日 別紙 1 改訂（利用料金の改訂）  
第 3 条として身元保証人の定義及び極度額について追加
- ・令和 3 年 4 月 1 日 別紙 1 改訂（利用料金及び職員体制）及び別紙 2 見直し
- ・令和 3 年 10 月 1 日 第 5 条 7 項改訂（解除要件の追加）  
別紙 1 改訂（利用料金の改訂）
- ・令和 4 年 10 月 1 日 別紙 1 改定（加算の変更）
- ・令和 5 年 5 月 10 日 管理者変更
- ・令和 5 年 6 月 15 日 第 5 条 8 項 ハラスメントに関する対応追加
- ・令和 6 年 6 月 1 日 別紙 1 改定（職員体制の変更および利用料金の改定）

<別紙 1>

【 重 要 事 項 説 明 書 】

医療法人 向陽会 介護老人保健施設うきは  
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者及び（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者（代理人）・身元保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 事業所の名称等

（事業所名） 介護老人保健施設うきは 通所リハビリテーション  
（所在地） 福岡県うきは市浮羽町古川1053  
（電話） 0943-77-8282  
（FAX） 0943-77-8286  
（管理者名） 管理者 坂本和彦  
（事業所番号） 4053380079

4. サービス提供時間

月曜から土曜日まで、祝日  
9時45分から16時00分まで  
申出があれば時間の延長もできます。

5. 職員体制

・管理者、医師（兼務）	1名以上
・介護職員	5名以上
・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	3名以上

（令和6年6月1日現在）

## 6. 利用料金

### (1) 通所リハビリテーションの基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護度、利用時間及び負担割合証の負担割合によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担額です）

[6時間以上7時間未満]	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
・要介護1	715円	1,430円	2,145円
・要介護2	850円	1,700円	2,550円
・要介護3	981円	1,962円	2,943円
・要介護4	1,137円	2,274円	3,411円
・要介護5	1,290円	2,580円	3,870円
[5時間以上6時間未満]	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
・要介護1	622円	1,244円	1,866円
・要介護2	738円	1,476円	2,214円
・要介護3	852円	1,704円	2,556円
・要介護4	987円	1,974円	2,961円
・要介護5	1,120円	2,240円	3,360円
[4時間以上5時間未満]	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
・要介護1	553円	1,106円	1,659円
・要介護2	642円	1,284円	1,926円
・要介護3	730円	1,460円	2,190円
・要介護4	844円	1,688円	2,532円
・要介護5	957円	1,914円	2,871円
[3時間以上4時間未満]	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
・要介護1	486円	972円	1,458円
・要介護2	565円	1,130円	1,695円
・要介護3	643円	1,286円	1,929円
・要介護4	743円	1,486円	2,229円
・要介護5	842円	1,684円	2,526円
[2時間以上3時間未満]	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
・要介護1	383円	766円	1,149円
・要介護2	439円	878円	1,317円
・要介護3	498円	996円	1,494円
・要介護4	555円	1,110円	1,665円
・要介護5	612円	1,224円	1,836円
[1時間以上2時間未満]	負担割合1割	負担割合2割	負担割合3割
・要介護1	369円	738円	1,107円
・要介護2	398円	796円	1,194円
・要介護3	429円	858円	1,287円
・要介護4	458円	916円	1,374円
・要介護5	491円	982円	1,473円

② 入浴介助加算(I) 40円/日(1割) 80円/日(2割) 120円/日(3割)

③ 栄養アセスメント加算

50円/月(1割) 100円/月(2割) 150円/月(3割)

- ④ リハビリテーション提供体制加算  
 3時間以上4時間未満 12円/回(1割) 24円/回(2割) 36円/回(3割)  
 4時間以上5時間未満 16円/回(1割) 32円/回(2割) 48円/回(3割)  
 5時間以上6時間未満 20円/回(1割) 40円/回(2割) 60円/回(3割)  
 6時間以上7時間未満 24円/回(1割) 48円/回(2割) 72円/回(3割)
- ⑤ 短期集中個別リハビリテーション実施加算  
 ・退院、退所後又は認定日から3月以内  
 110円/日(1割) 220円/日(2割) 330円/日(3割)
- ⑥ 理学療法士等体制強化加算(1~2時間の利用者のみ)  
 30円/日(1割) 60円/日(2割) 90円/日(3割)
- ⑦ 栄養改善加算 200円/回(1割) 400円/回(2割) 600円/回(3割)  
 ※3月以内の期間に限り1月に2回を限度とする
- ⑧ 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6カ月に1回)  
 20円/回(1割) 40円/回(2割) 60円/回(3割)
- ⑨ 口腔機能向上加算(I) 150円/回(1割) 300円/回(2割) 450円/回(3割)  
 ※3月以内の期間に限り1月に2回を限度とする
- ⑩ サービス提供体制強化加算(II)  
 18円/回(1割) 36円/回(2割) 54円/回(3割)
- ⑪ 科学的介護推進体制加算 40円/月(1割) 80円/月(2割) 120円/月(3割)
- ⑫ 利用時間延長  
 8時間以上9時間未満 基本単位に加算 50円(1割) 100円(2割) 150円(3割)  
 9時間以上10時間未満 基本単位に加算 100円(1割) 200円(2割) 300円(3割)  
 10時間以上11時間未満 基本単位に加算 150円(1割) 300円(2割) 450円(3割)  
 11時間以上12時間未満 基本単位に加算 200円(1割) 400円(2割) 600円(3割)  
 12時間以上13時間未満 基本単位に加算 250円(1割) 500円(2割) 750円(3割)  
 13時間以上14時間未満 基本単位に加算 300円(1割) 600円(2割) 900円(3割)
- ⑬ 重度療養管理加算 100円/日(1割) 200円/日(2割) 300円/日(3割)
- ⑭ 退院時共同指導加算 600円/回(1割) 1,200円/回(2割) 1,800円/回(3割)
- ⑮ 介護職員等処遇改善加算(I) 通所サービス利用合計単位数の8.6%を加算/月

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

- ① 施設利用料(金額は1月当たりの自己負担額です)  
 要支援1 2,268円/月(1割) 4,536円/月(2割) 6,804円/月(3割)  
 要支援2 4,228円/月(1割) 8,456円/月(2割) 12,684円/月(3割)  
 利用開始から12ヶ月経過されている場合  
 要支援1 2,148円/月(1割) 4,296円/月(2割) 6,444円/月(3割)  
 要支援2 3,988円/月(1割) 7,976円/月(2割) 11,964円/月(3割)
- ② 栄養アセスメント加算 50円/月(1割) 100円/月(2割) 150円/月(3割)
- ③ 栄養改善加算 200円/回(1割) 400円/回(2割) 600円/回(3割)
- ④ 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6カ月に1回)  
 20円/回(1割) 40円/回(2割) 60円/回(3割)
- ⑤ 口腔機能向上加算(I) 150円/月(1割) 300円/月(2割) 450円/月(3割)



- ⑥ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
  - 要支援1                    72円/月(1割) 144円/月(2割) 216円/月(3割)
  - 要支援2                    144円/月(1割) 288円/月(2割) 432円/月(3割)
- ⑦ 科学的介護推進体制加算    40円/月(1割) 80円/月(2割) 120円/月(3割)
- ⑧ 退院時共同指導加算    600円/回(1割) 1,200円/回(2割) 1,800円/回(3割)
- ⑨ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)    通所サービス利用合計単位数の8.6%を加算/月

(3) その他の料金

- ① 食事代(昼食、おやつ)            520円/回  
※原則として食堂でおとりいただきます。
- ② 日常生活利用費                    106円/日
- ③ パット                                45円/枚
- ④ シート                                54円/枚
- ⑤ 紙オムツ                            161円/枚
- ⑥ リハビリパンツ                    161円/枚
- ⑦ 時間外夕食                        560円/回
- ⑧ 通常実施地域外の送迎            350円/回
- ⑨ その他の費用                        実費

(4) 支払い方法

- ・毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、銀行振込、口座引落の3方法があります。利用申込時にお選びください。

7. デイケア利用に当たっての留意事項

- ・デイケアご利用中の併設病院への外来受診は、緊急の場合を除き出来ませんのでご了承ください。
- ・デイケアご利用中の外出は出来ませんのでご了承ください。

8. 要望及び苦情等の相談について

(事業所内担当窓口)

デイ管理者 善 真貴子      事務副主任 河内 大介

電話 0943-77-8282      ファックス 0943-77-8286

(公共機関)

福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課(介護保険サービス苦情相談窓口)

住所 福岡県福岡市博多区吉塚本町 13番47号

電話 092-642-7859      ファックス 092-642-7857

福岡県介護保険広域連合 うきは・大刀洗支部

住所 福岡県うきは市吉井町 983-1 るり色ふるさと館 2F

電話 0943-74-5355      ファックス 0943-74-5353

朝倉市介護サービス課

住所 福岡県朝倉市菩提寺 412-2

電話 0946-22-1111 ファックス 0946-23-1536

福岡県介護保険広域連合 朝倉支部

住所 福岡県朝倉郡筑前町久光 951-1 めくばーる健康福祉館内

電話 0946-21-8021 ファックス 0946-21-8031

久留米市田主丸総合支所 市民福祉課

住所 福岡県久留米市田主丸町田主丸 459-11

電話 0943-72-2112 ファックス 0943-72-3819

<別紙2>

## 個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

介護老人保健施設うきはでは、利用者及びその家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている利用者及びその家族の個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供